

改正

平成18年6月23日条例第62号

平成20年3月28日条例第19号

平成26年2月10日条例第2号

令和元年7月5日条例第4号

西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 西海市における漁船及び遊漁船の係留施設利用の適正化を図るため、西海市鳥崎釣船係留施設（以下「係留施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 係留施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 鳥崎釣船棧橋

(2) 位置 西海市西海町七釜郷2861番2地先（七釜港水域内）

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、係留施設の管理を地方自治法第244条の2第3項及び西海市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西海市条例第9号）の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により係留施設の管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 係留施設の利用に関する業務

(2) 係留施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、係留施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(利用の申込み)

第6条 係留施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物及び附属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 公益上又は管理上支障があると認めるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(6) その他市長が利用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第8条 利用者は、別表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされ、又は同法第7条第1項の規定により免除される使用料は、別表により算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、使用料を徴収しない。

(1) 国又は地方公共団体が所有する船舶（公営企業の管理に属するものを除く。）の係船

(2) 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するためにする係船

(3) 市長が特に認める公共的団体が、自らの事業の用に供するためにする係船

(使用料の減免)

第9条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額

し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、利用者の責に帰さない事由で利用を取り消されたとき、又は天災その他やむを得ない事情で利用できなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第11条 第4条の規定により係留施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、利用者は、第8条第1項の規定にかかわらず、指定管理者に係留施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。

2 利用料金は、別表の規定に基づき利用者が負担することとなる使用料の額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合の本条例規定の読替え)

第12条 第4条の規定により係留施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、第6条、第7条、第8条第1項及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項第3号中「市長が特に認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て特に認める」と、第8条（見出しを含む。）、第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、この条例の規定を適用する。

(賠償責任)

第13条 係留施設を利用する者は、施設等の利用に際して故意又は重大な過失により、当該施設等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西海町釣り船係留施設設置条例（平成元年西海町条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第62号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定に関し、事前に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 施行日前に、この条例による改正前の西海市鳥崎釣り船係留施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の西海市鳥崎釣り船係留施設の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日条例第19号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月10日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置)

2 この条例（第3条、第40条、第41条及び第42条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占用、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月5日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等に関する経過措置）

2 この条例（第35条、第36条、第37条及び第38条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用、利用、占用、出店、入園等に係る使用料、利用料金、占用料、家賃、入園料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第8条、第11条関係）

種別	区分	単位	金額（円）	備考
岸壁棧橋 及び物揚 場	係船料	漁船 係留24時間 までごとに 総トン数1 トンにつき	1.5	1 船舶の長さとは、上甲板の下面において船首材の後面に至る長さをいう。 2 漁船の総トン数に1トン未満の端数があるとき、又は漁船以外の船舶に1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1トン又は1メートルとして計算する。
		漁船以外 の船舶 係留24時間 までごとに 船舶の長さ 1メートル につき	10	3 算出された総額が10円未満の端数が生じるときは、それぞれ10円として計算する。